

7 縦覧の期間

令和5年2月9日から令和5年6月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

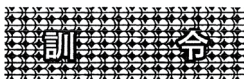
公告

生坂村における県営いくさか地区会換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和5年1月31日に行いました。

令和5年2月9日

長野県知事 阿部守一

農地整備課



長野県教育委員会訓令第1号

県立中学校  
県立高等学校  
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程(平成2年長野県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正し、令和5年2月9日から施行します。

令和5年2月9日

長野県教育委員会

第18条第5項中「前3項」を「第2項、第3項及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 校長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務の必要性、勤務内容、勤務時間の割振り等について十分に検討の上、事前に、必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

第2章第3節中第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

(執務)

第18条の2 職員は、定められた勤務時間中、常に執務できるようにしなければならない。

2 教育職員以外の職員は、定められた勤務時間が終了したときは、速やかに退校しなければならない。

3 職員は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)及び休日(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第6条第1項に規定する休日をいう。)並びにこれらの日以外の日における前条第1項に規定する勤務時間以外の時間において、やむを得ない事由により登校又は在校するときは、別に定めるところにより登校又は在校している時間を、校長に通知しておかななければならない。

第27条の2中「様式第28号の4」を「様式第28号の5」に改める。

様式第28号の3中

- 育児休業
- 育児休業期間の延長
- 再度の育児休業
- 再度の育児休業期間の延長

を

育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）

同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）

に、

育児休業期間の最初の延長

育児休業期間の再度の延長

年 月 日から 年 月 日まで

を

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

に改める。

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日から 年 月 日まで

高校教育課  
特別支援教育課

正 誤

令和5年1月26日付け長野県人事委員会規則第7号「給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則」中  
ページ 行（箇所） 誤

10 表中

2種	102,000円
----	----------

正

2種	102,000円
----	----------

誤

11 表中

6種	58,000円
----	---------

正

6種	58,000円
----	---------

人事委員会事務局